

1. 事業の必要性・概要

平成 23 年 6 月に議員立法により「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（以下、環境教育等促進法）が成立し、国は学校や地域等における環境教育の充実や環境教育を推進する仕組みの強化等を図ることが求められているほか、平成 24 年 4 月に閣議決定された「第四次環境基本計画」、同 6 月に閣議決定された「第二次環境教育等基本方針」、同 6 月に開催された「リオ+20」等を踏まえ、環境教育の強化を総合的に進める必要がある。

また、平成 14 年に我が国提案の「国連持続可能な開発のための教育（以下、ESD）の 10 年」が国連で決議され、平成 17～26 年の 10 年間に世界各国で集中的に ESD の取組を推進していくこととされている。最終年となる平成 26 年には、我が国において「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議」が開催され、これまでの検証と今後の対策を検討することとなり、国際的なイニシアティブをとってきた我が国が、環境教育について国内外に対して範を示していく必要がある。

※「持続可能な開発のための教育（ESD:Education for Sustainable Development）」とは、持続可能な社会の実現に向け、一人ひとりが社会の課題と身近な暮らしを結びつけ、よりよい社会づくりに自ら参画するための教育のことを指す。

2. 事業計画（業務内容）

（1）子ども環境教育強化事業 25 百万円（25 百万円）

教職員や子ども達など幅広い層を対象に、環境教育の教材やコンテンツ等を提供する「環境教育・環境学習データベース」を運用する。

また、環境教育等促進法により新たに盛り込まれた事項に対応するコンテンツの更新や追加を行う。

（2）家庭環境教育強化事業 5 百万円（5 百万円）

町内会や自治会等を中心に地方公共団体、学校、NPO 等と協力し、家庭における環境教育のあり方を議論し、実践まで誘導する事業を全国 5 カ所で先導的に実施する。

- (3) 地域環境教育強化事業 15 百万円 (15 百万円)
- ア. 地域における ESD の取組強化推進事業 12 百万円 (12 百万円)
- ESD 活動の共有やネットワークづくりを目的とした「ESD 学びあいフォーラム」の開催等「+ESD プロジェクト」の運用を通して、環境分野における ESD の取組の促進を図るとともに、ESD に関する他分野の活動の活発化を図ることで持続可能な社会づくりを推進する。
- イ. 「体験の機会の場」認定促進事業 3 百万円 (3 百万円)
- 環境教育等促進法にもとづく「体験の機会の場」の優良な認定事例を全国 5 カ所選定するとともに、看板、ステッカーの作成、インターネット及びパンフレット等を通じて広く紹介することで、認定制度の周知を図る。
- (4) 環境教育人材確保・育成事業 45 百万円 (45 百万円)
- ア. 教職員・環境活動リーダー養成研修事業 6 百万円 (6 百万円)
- 文部科学省と連携し、優良事例や環境教育のノウハウ等に関する実践的かつ効果的な研修を行う。
- イ. 環境人材育成コンソーシアム活動支援事業 27 百万円 (27 百万円)
- 企業、NPO、研究機関等による「環境人材育成コンソーシアム」と連携して企業向け環境教育ガイドライン作成・実証、セミナーや研修会の開催等を実施し、環境人材の育成と社会での活用を促進する。
- また、企業が行う社員向け環境教育の研修内容の審査、認定、表彰等を検討して実施し、各企業における環境教育の活発化及び充実を図る。
- ウ. 環境カウンセラー事業 8 百万円 (8 百万円)
- 環境カウンセラー登録申請者の募集・選考を行うとともに、環境カウンセラーの活動の支援や活動報告等のとりまとめ等を行う。
- エ. 人材認定等事業の登録等に係る業務 4 百万円 (4 百万円)
- 環境教育等促進法に基づく人材認定等事業の審査、登録を実施する。
- (5) 環境教育施策の定着・調査・検討事業 12 百万円 (12 百万円)
- 環境教育等に関する有識者を委員とする環境教育等推進専門家会議や関係省との連絡調整を行う環境教育等推進会議等を開催する。
- また、環境教育等促進法の施行に係る調査、検討等を行う。

3. 施策の効果

環境教育等促進法令に基づく取組の着実な実施が図られる。また、ESD に従った環境教育の普及・浸透・定着が進み、環境人材の育成・確保が図られる。更に、平成 26 年に日本で開催される「持続可能な開発のための教育 (ESD) に関するユネスコ世界会議」における我が国のリーダーシップが図られる。

環境教育強化総合対策事業

平成26年度予算要求額 102百万円（平成25年度予算額 102百万円）

国際社会の動向

リオ+20 成果文書

○ESDの目的に従い、特に非公式な教育に対するプログラムを推進

リオ+20 日本政府「緑の未来」イニシアティブ

○2014年、「ESDに関するユネスコ世界会議」を日本で開催し、引き続きESDの推進に貢献

○2014年以降もESDを促進

リオ+20 環境省イニシアティブ

○ESDに関する世界の地域拠点のネットワーク化等により、国際協力を推進

○2014年の「ESDに関するユネスコ世界会議」において、我が国が模範的な取組を提示し、リーダーシップを発揮できるよう、国内における環境教育の取組を強化

諸外国の動向

米国

○エンパイアステートビルのエコ改修、白熱電球の販売停止等

EU

○モーダルシフトの拡大、エコラベル付き製品の販売増、「欧州環境首都」の選定・表彰等

その他

○韓国では、低炭素グリーン成長戦略を打ち出すなど環境意識の高まり

○途上国では、持続可能性に配慮された一次産品生産の取組が進展

国内の動向

第4次環境基本計画

○環境教育・環境学習等の推進

環境教育等促進法の本格施行

○H24.10月より同法の本格施行となり、法改正を踏まえた各種取組が本格化

基本方針及び行動計画

○H24.6月に基本方針を閣議決定。

これを受けて年度内に都道府県、市町村による行動計画の作成や態勢の整備が図られ平成25年度より本格的に実施

2014年のESDに関するユネスコ世界会議

○愛知県名古屋市及び岡山県岡山市では、開催を盛り上げるため、産学官民による支援実行委員会を設立

我が国でも、これらの動向に対応して国民や社会の意識変革や具体的な行動を加速化することが急務

環境教育の強化を総合的に実施

- 未来の日本を背負う子ども対策の強化
- 家庭、地域、職場といったあらゆる場での環境教育の強化
- 「+ESDプロジェクト」や環境カウンセラー支援等の着実な推進 等